

第5回小委員会における中間報告(案)への修正意見及び委員からの個別意見の概要

通し 番号	パラグ ラフ	意見要旨
1		遺伝子組換え飼料の安全性確認についての記述を追加すべき。
2	3	バイオテクノロジーの可能性についての記述がないまま、規制すべきというニュアンスが前面に出ている。議定書でふれられているバイオテクノロジーの有用性も記述すべき。
3	9	「不稔生物」というのは意味がよくわからない。
4	14	予防的に措置できる手段の範囲が限られているような表現であり、修正が必要。
5	16	潜在的な危険性があるかもしれないという認識があったのであって、危険性が認識されたわけではない。「潜在的危険性」の方が適切。
6	30	「移入された生細胞」については、現在のガイドラインの定義を正確に引用すべき。
7	48	「危惧される影響が生じないことが必要」は、表現が強すぎる。
8	65	「物質循環への影響」については、バイオレメディエーションを考えたときなど、影響を及ぼすことを目的としている場合は適当でない。
9	74	生態系への影響評価で最も重要なことは、その生物と他の生物との関係やその生物の生態系における役割が、遺伝子改変により変化するかどうか、また、その変化が生態系に有害な影響を及ぼしうるかであり、要求される情報のカテゴリーの中に、 ・受容生物の他の生物との相互作用 ・受容生物の受け入れ環境中での生態学的位置づけ といった項目を入れる必要がある。
10	83	微生物に関し、今後の情報を拡充していくというニュアンスを入れるべきではないか。
11	102	評価して軽減措置を行えばよいようなニュアンスであり、生物多様性への影響を防止するといった目的を記述すべき。
12	105	委員会等は「中立的な運用」を行うことが肝要である。
13	109	(109)には市民が意見提出できるように書いてあるのに、参考資料1で市民からの意見提出の矢印がないのはおかしい。
14	109	(109)については、パブコメ程度は行政コストはかからないので行うべき。
15	110	「が」は曖昧な接続助詞である。論旨がわかるようにすべき。
16	113	「影響が生じる…サンプリング」を「適切な指標種を用いた」とした方がよい。
17	参1	参考資料1も中間報告に入れるべき。
18	参1	参考資料1のフロー中、モニタリングの結果、予測しない影響があったときとされているが、危惧される影響が生じているかどうかを見るべき。また、モニタリングの実施と利用の継続は一方の矢印ではなく、フィードバック関係であるべき。